（電波法施行規則の一部改正）

第二条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務の分類及び定義） **第三条**　［略］ ２　宇宙無線通信の業務のうち、次の各号に掲げる業務を当該各号に定めるとおり定義する。 ［一・二　略］ 三　携帯移動衛星業務　携帯移動地球局と携帯基地地球局との間又は携帯移動地球局相互間の衛星通信（地球局又は携帯移動地球局の中継によるものを含む。）の業務をいう。 ［３　略］ （無線局の種別及び定義） **第四条**　無線局の種別を次のとおり定め、それぞれ当該各号に定めるとおり定義する。 ［一～二十　略］ 二十の二　地球局　宇宙局と通信を行い、若しくは受動衛星その他の宇宙にある物体を利用して通信（宇宙局とのものを除く。）を行うため、又は携帯基地地球局と携帯移動地球局との間及び携帯移動地球局相互間の衛星通信のうち人工衛星局と携帯移動地球局との間の通信の中継を行うため、地表又は地球の大気圏の主要部分に開設する無線局をいう。 ［二十の三～二十九　略］ ［２　略］ **第九条**　総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）は、次に掲げる場合は、第七条から前条までに規定する期間に満たない期間を免許等の有効期間とすることができる。 ［一～四　略］ 五　第三号に規定する無線局と同一の周波数を使用する携帯移動地球局又は地球局の免許又は再免許を与えるとき。 （特定無線局の対象とする無線局） **第十五条の二**　［略］ ２　法第二十七条の二第二号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 ［一～三　略］ 四　電気通信業務を行うことを目的とする地球局（設備規則第四十九条の二十三の八において無線設備の条件が定められている地球局に限る。） （特定無線局の無線設備の規格） **第十五条の三**　法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 ［一・二　略］	（業務の分類及び定義） **第三条**　［同上］ ２　［同上］ ［一・二　同上］ 三　携帯移動衛星業務　携帯移動地球局と携帯基地地球局との間又は携帯移動地球局相互間の衛星通信の業務をいう。 ［３　同上］ （無線局の種別及び定義） **第四条**　［同上］ ［一～二十　同上］ 二十の二　地球局　宇宙局と通信を行ない、又は受動衛星その他の宇宙にある物体を利用して通信（宇宙局とのものを除く。）を行なうため、地表又は地球の大気圏の主要部分に開設する無線局をいう。 ［二十の三～二十九　同上］ ［２　同上］ **第九条**　［同上］ ［一～四　同上］ ［新設］ （特定無線局の対象とする無線局） **第十五条の二**　［同上］ ２　［同上］ ［一～三　略］ ［新設］ （特定無線局の無線設備の規格） **第十五条の三**　［同上］ ［一・二　同上］